

地域福祉への参画を希望する団体に対する排除についての嘆願書

はじめに

私は大阪府枚方市の福祉系 NPO 法人の代表・拝一刀と申します。私は公的準公的機関への所属や、それらより委託を受けている者ではありませんが、生活困窮者自立支援(相当)や日常生活自立支援(相当)の相談支援を提供してきた経験から、社会福祉士養成校入学要件に対して個別認定を与えて頂いた経緯を持ちます。5年間それを目指して努力を重ねた後、入学が叶わないといった絶望の中、「個別認定を申請せよ」と助言指導くださった職員様のお声は、いまだ忘れることが出来ません。そして与えて頂いた過大な契機と期待に応えるべく現在も精進しています。

弊会は医療・介護等これらに関連していても制度の隙間にある人への相談支援や、日常生活自立支援(相当)、生活困窮者自立(相当)等を提供しています。その中でも特に家族資源を持たない人に対する家族の代わりの支援が主になっています。

医療・介護等の分野では、お一人だと判断の難しい福祉サービス接続・選択、選択後のサービス提供側と本人の調整役キーパーソン、入退院伴走、通院買物難民への移動支援、その他、旧来は家族が支え手であったであろう細かいニーズに対応しています。

日常生活自立支援(相当)では、主に高齢独居者の経済的自立と社会的自立を支援するために、金銭管理や大きな契約事(役所手続等)から、細かい契約事(押し売り対策を含む)を主に支援しています。昨今は、非弁行為を疑われる支援を本人より求められた場合に備えて、弊会ではなく代表・拝の個人ですが、成年後見の受任者も務めています。

生活困窮者自立支援(相当)では、債務整理や生活保護制度への接続、接続後の心身安定までの傾聴や情報提供等の相談支援、稼働年齢の人には就労のススメ、稼働年齢でない人には安定その他のススメ、又、すべての人へ居場所の提供などを行っています。

これらはどれも縦割り単独分野の相談支援ではなく、それぞれが交互に連続・関連していて、僭越をお許しいただけるなら、総合的な相談支援を提供しているものと考えます。

本題

■参加資格の話

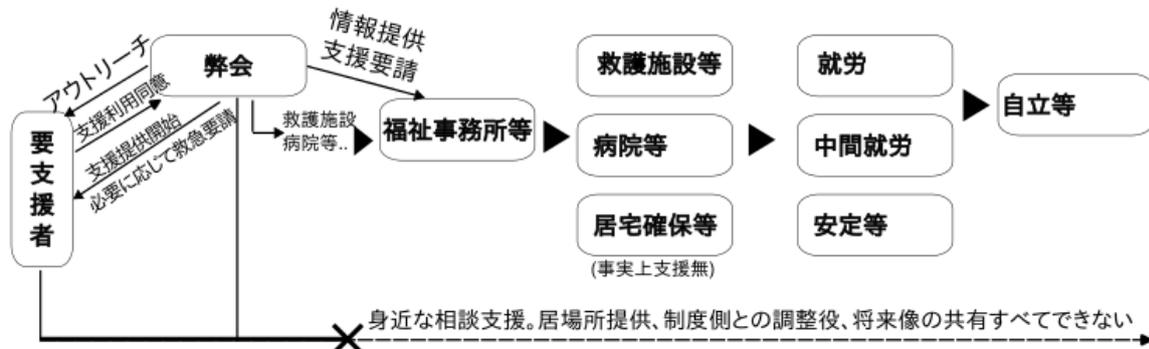
□排除の実情

弊会は病院や福祉事務所への接続も支援していますが、本人が弊会の介入を拒否する場合を除き、本人への伴走を継続したいと考えています。被支援者が健全に社会生活を送れる処までの支援提供を望みます。被支援者は将来、地域や弊会の力となってくれるかも知れません。そしてこのような連鎖が広がり、地域福祉・地域包摂共生社会が広がってゆくと考えからです。

しかしながら、病院や福祉事務所は弊会が支援に参加することを拒みます。弊会は本人の今後に一切関与できないばかりか、その人が元気になったのか、死亡したのか、それさえも知りえません。本人拒否可能性は低い筈です、そもそもラポール構築が無ければ弊会を利用しません。

病院や福祉事務所へ繋ぐまでには被支援者・支援者双方に大変な労苦を伴います。例えば、ホームレス状態者の多くは福祉へ繋がることを嫌忌します。放っておいて欲しい、過去に福祉を使って酷い目にあった等など、理由は様々あります。しかしだからといって、目の前で(これは大袈裟ではなく)死にかけている人を放置できません。通常は人が居ないような河川敷の真っ暗闇の中、乗り気でないその人を、パターンリズムの強要に留意しつつ、インテーク・アセスメントし被支援者より介入の許可を得るには、一定の技術と時間が必要です。

又、ここへ到達するのに、通常は人間が存在しない空間へアウトリーチを掛けているという点にもご注目下さい。病院や福祉事務所のように待受型では実現しない支援です。このように弊会は遊びや興味半分で支援しているのではなく、一定の論拠を以て地域福祉・地域包摂共生社会を実現するために、微力ですが真剣に取り組んでいる処でございます。



□支援に参加するための資格

弊会は各種福祉制度の予算を得ていません。このことにより公費保険料で運営される組織・機関側より見れば、弊会は支援団体でないという判断のようです。

しかし、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針の施行について(施行通知)社援発第4号 / 令5-7-31」では、NPO 法人も協働するとあります。又、生活困窮者自立支援法では地域福祉と併せて、身近な存在の何でも相談対応、新分野との連携模索等々が述べられています。

僭越をお許し頂けるなら、弊会は支援の初期段階を担っており、且つ、フォーマル機関が取り組むには至れていないアウトリーチという新分野と、被支援者の同意と意欲引出しに始まり、社会資源接続、日常の何でも相談等の重要な事業を担っているのであり、各社会資源接続を成した後についても、(被支援者の拒否が無ければ)、伴走支援者として支援に参加する資格を持つ筈だと考える次第でございます。

■事業費用の話

□事業費の収益と費用の実情

弊会は公的機関からの委託等を受けておらず、年末年始の地域密着型ホームレス支援事業のみ NHK 歳末助け合い共同募金より活動費を得ていますが、これは年末年始限定のものです。

年末年始の支援事業終了後も、そこへ安住を望む人に対しては見守りや物資支援と並行した福祉利用の推奨相談、新規で発見した人に対してはラポール構築から始まる福祉利用相談等、このようにホームレス問題に対する活動は年末年始に限らず年間を通して発生しています。

□事業費獲得の困難

弊会は炊出し等の大都市圏で行われる支援ではなく、そこへ辿り着くことが困難で普段の居場所に留まるを得ないホームレス状態の人へ、地域密着型の支援を届けていますが、地域密着型の小規模ゆえに認知度が低く、地域共生包摂に必要となるホームレス状態者に対する地域(住民)への啓発力、公的な助成を受けることによる知名度拡大、そこから波及する個人寄付の獲得等々、循環・連鎖的に難を抱えています。

嘆願

資金調達の多様化

弊会の支援活動を拡大し、地域共生包摂の一翼を担うためには、資金調達の方法を多様化することが求められましょう。これまでのように一時的な助成金だけに頼るのではなく、企業からの寄付や個人の支援者の増加を目指すべきです。しかし、そのためには資金提供側にも協力を求める必要があります。

厚生労働省におかれましては、弊会の支援活動が地域福祉に果たす重要性を理解くださり、そのための適切な予算の配分や助成金の提供を行っていただきたく、要望申し上げます。資金調達の多様化を支えるための環境整備のご検討をお願い申し上げます。

連携の強化

弊会の支援活動を効果的に展開し、地域共生包摂を推進するため、病院や福祉事務所との連携が重要です。そのために、厚生労働省におかれましては、公的機関や病院に対して連携強化を通知することを検討お願い申し上げます。被支援者のためにも連携強化は不可欠であり、具体的な支援の推進をお願いいたします。

1. 公的機関や病院等に対して、弊会を含む地域福祉参画希望団体との連携を進めるよう通知を検討頂くこと
2. 地域福祉における連絡会等の参加機会の拡充を検討頂くこと
3. 資金援助や助成金の提供を通じた活動のサポートを検討頂くこと

以上に関して何らかのご返信を賜りますれば幸いに存じます。何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具